

パートタイマーの処遇を大幅に上げます！

～ 併せてパートタイマーの行員転換制度を新設します ～

京都銀行（頭取 柏原 康夫）では、パートタイマーの活性化と当行の営業力強化ならびに優秀な人材の確保を目的として、（１）パートタイマーの時間給を大幅に上げるとともに（２）営業パート（呼称：ライフプランナー）の新設、（３）意欲・能力のあるパートタイマーを行員へ転換する制度を新設しますのでお知らせいたします。

記

1. 概要

項目	内容								
(1)パートタイマーの処遇見直し	時間給を大幅に引き上げます。引上げ額は職種、経験によって異なりますが、120円～250円で、引上げ後の時間給は以下のとおりとなります。 <table border="1"><thead><tr><th>職種</th><th>時間給</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務</td><td>900円～1,000円</td></tr><tr><td>ロビー</td><td>950円～1,050円</td></tr><tr><td>窓口</td><td>1,050円～1,150円</td></tr></tbody></table>	職種	時間給	事務	900円～1,000円	ロビー	950円～1,050円	窓口	1,050円～1,150円
職種	時間給								
事務	900円～1,000円								
ロビー	950円～1,050円								
窓口	1,050円～1,150円								
(2)営業パートの新設	営業パート（呼称：ライフプランナー）を新設し、一定基準の資格を保有している者を預かり資産等金融商品の販売員として活用します。時間給は1,650円～1,800円とします。								
(3)行員への転換制度の新設	新設する営業パートで一定の条件を満たす場合、行員へ転換できる制度を新設します。								

2. 実施日

平成20年4月1日

以上